

市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯、のっぷいの館  
指定管理者の選定結果について

町が設置する公の施設指定管理者制度の導入にあたり、次のとおり指定管理者の候補者を選定したので公表します。

1. 施設の概要

- (1) 名称：市川三郷町みはらしの丘・みたまの湯、のっぷいの館
- (2) 所在地：西八代郡市川三郷町大塚2608番地

2. 指定管理者の候補者

- (1) 名称：株式会社内外ビル
- (2) 住所：山梨県韮崎市円野町上円井932番地
- (3) 指定期間：令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）

3. 募集概要

- (1) 募集期間：令和6年10月4日（金）～令和6年11月5日（火）
- (2) 申請団体数：4団体

4. 指定管理者選定審査会の概要

(1) 審査委員の構成（8名）

- ・町内金融機関
- ・町内団体
- ・町農業委員
- ・町監査委員
- ・山梨県職員
- ・町職員
- ・町職員
- ・町職員

(2) プレゼンテーション審査

- ①日時：令和6年11月18日（月）13：25～17：00
- ②場所：市川三郷町役場 1階 大会議室
- ③プレゼンテーション：1団体50分（説明30分、質疑20分）

(3) 審査会

①日時：令和6年11月18日（月）17：00～17：30（プレゼン終了後）

②場所：市川三郷町役場 1階 大会議室

③採点集計方法

- ・8名の審査委員の採点結果より、最高得点と最低得点を除く6名の平均点を評価得点とする。
- ・評価得点が50点（決定に必要な最低得点）を下回った提案は失格とする。
- ・評価得点が高点の場合は審査委員の総合計得点が高い者、総合計得点が高点の場合は選定基準⑤独自提案の得点の合計点数が高い者、この点数も同点の場合は委員の評決により上位を決定する。
- ・評価得点が、決定に必要な最低得点以上の提案の中で、最も高い評価得点の提案者を指定管理者の候補者に選定する。

【審査結果表】

審査基準		配点	株式会社 内外ビル	A社	B社	C社
①	施設の管理運営の方針等総合的な事項	10	8.2	7.3	7.3	5.8
②	町民の平等な利用が確保されること	5	3.8	3.5	4.0	3.0
③	事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮できるものであること	40	32.7	29.5	29.0	23.8
④	事業計画書に沿った管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有している、又は確保できる見込みであること	20	15.7	15.5	15.0	11.7
⑤	独自提案（利益の町への還元、地域の農工商工業振興への取り組み）	25	21.0	19.8	15.3	12.8
評価得点		100	81.3	75.7	70.7	57.2
選定結果			候補者	次点		

※集計の計算過程で端数処理（小数点第2位四捨五入）あり

以上の審査結果より、「株式会社内外ビル」を指定管理者の候補者として選定した。